



# 準中型運転免許制度に関する留意点

平成29年3月12日から準中型自動車免許制度が導入され、1年がたちましたが、依然として運転できる自動車を間違えたことによる無免許運転が全国的にみられるため、自動車を運転するときは、次のことに注意してください。

## 無免許運転にならないための確認ポイント

- ① 必ず**運転免許証**と**自動車検査証**を確認し、運転可能な車種であるか確認すること。
- ② 運転可能な車種の判断は、**車両総重量**と**最大積載量**と**乗車定員**の3点であること。
- ③ 8トン限定中型免許や5トン限定準中型免許の免許条件は、**車両総重量**についてのものであり、**最大積載量**や**乗車定員**については別途条件があること。
- ④ 運転免許証の**取得年月日**を確認し、保有する運転免許区分を確認すること。

## 免許の区分と運転できる自動車

免許区分	運転可能車種	車両総重量	最大積載量	乗車定員
大型免許		11t以上	6.5t以上	30人以上
中型免許		11t未満	6.5t未満	29人以下
8t限定中型免許 (平成19年6月1日以前に取得した普通免許)		8t未満	5t未満	10人以下
準中型免許 (平成29年3月12日以降に取得した準中型免許)		7.5t未満	4.5t未満	
5t限定準中型免許 (平成19年6月2日～平成29年3月11日に取得した普通免許)		5t未満	3t未満	
普通免許 (平成29年3月12日以降に取得した普通免許)		3.5t未満	2t未満	

※ すべての条件を満たしていること

準中型免許



普通免許



5t 限定準中型免許

更新、再交付前



更新、再交付後



8t 限定中型免許

